

保発 0 1 3 1 第 2 号
平成 3 0 年 1 月 3 1 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令等
の公布等について

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 25 号）及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 26 号）が本日公布されるとともに、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成三十九年度及び平成四十一年度における財政安定化基金拠出率（平成 30 年厚生労働省告示第 21 号）が告示されたところです。

内容につきまして、下記のとおりお知らせしますので、貴管内の市町村（特別区を含む。）及び後期高齢者医療広域連合に周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

- 第 1 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令関係
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 104 条第 2 項の規定に基づき、後期高齢者医療の保険料について以下のとおり改正する。（平成 30 年 4 月 1 日施行）
- 1 保険料の賦課限度額の引上げ
医療給付費の増加が今後見込まれる中、受益と負担の関係、被保険者の

納付意識への影響、中間所得層の負担とのバランス等を考慮し、後期高齢者医療の保険料の賦課限度額を現行の 57 万円から 62 万円に引き上げること。

2 保険料軽減基準の見直し

被保険者均等割額を軽減する基準のうち 5 割軽減及び 2 割軽減に係る基準について、消費者物価の伸びの見通し等を考慮し、軽減措置の対象である世帯が、生活水準が変わらなければ引き続き当該軽減措置の対象となるように、

- ・ 5 割軽減に係る基準について、被保険者数に乗ずる金額を 27 万円から 27 万 5 千円
- ・ 2 割軽減に係る基準について、被保険者数に乗ずる金額を 49 万円から 50 万円

に引き上げること。

第 2 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令関係

法第 100 条第 3 項の規定に基づき、平成 30 年度及び平成 31 年度における後期高齢者負担率を 100 分の 11.18 とすること。(平成 30 年 4 月 1 日施行)

第 3 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成三十九年度及び平成四十一年度における財政安定化基金拠出率関係

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める平成 30 年度及び平成 31 年度における財政安定化基金拠出率を 10 万分の 40 とすること。(平成 30 年 4 月 1 日適用)